

# クーリング・オフ制度は 消費者の強い味方です！

## ○クーリング・オフとは

訪問販売や電話勧誘販売などで商品やサービスの契約をした場合、**一定期間内**であれば契約を**無条件で解約**できる制度です。

## ○クーリング・オフすると

既に支払った**お金は返還**され、解約料等の支払い義務もありません。商品を受け取っている場合や取り付けている場合でも、**販売業者の責任**で引き取ってもらえます。

## ○クーリング・オフの対象と期間

取引形態	対象	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む)	指定商品等	8日間
電話勧誘販売	指定商品等	8日間
特定継続的役務提供(エステ、語学教室、学習塾、家庭教師など)	指定6業種	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	限定なし	20日間
業務提供誘引販売取引(内職・モニター商法)	限定なし	20日間

\*期間は、法定の申し込み書面か契約書面を受け取った日を含んだ日数です。

## ○クーリング・オフの方法

- \*必ずハガキなどの**書面**で、契約を解除する旨を通知しましょう。
- \*ハガキの両面の**コピー**をとってから、郵便局で「**配達記録郵便**」か「**簡易書留**」で送りましょう。
- \*クレジット支払いの場合は、**信販会社へも**同様な通知をしましょう。

### 〈ハガキでの通知例〉

郵便はがき [郵便番号欄] 株式会社 [住所欄] 代表者様 [住所欄]	<b>契約解除通知</b> 契約年月日 ○年○月○日 商品名 ○○○○ 契約金額 ○○○○円(既払金○○○円) 右記の契約は解除します。 (なお、既払金○○○円を返金し、商品を引き取ってくださる。)
----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ ( ) は既払金があり、商品を受け取っている場合